## 警報・指示発令時等の臨時措置等について

岡山市立藤田中学校

気象警報発令等による臨時措置等につきまして、令和3年5月の「避難情報に関するガイドライン(内閣府)」の改定に伴い、下記の2 警戒レベル4について「避難勧告」を削除した表記に修正しています。

記

午前6時30分の時点において、岡山地方気象台から 「岡山市」に

下記の 1~3・警報・指示 が発令・発生の場合、 「臨時休業」 とします。

※ 「岡山市」には、「岡山県全域」「岡山県南部」「岡山地域」「藤田中学校区内の地域」を含みます。

1「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」 いずれかが発令された場合。

2 警戒レベル4「避難指示」 藤田中学校区内の地域に発令された場合。

3「震度5弱以上の地震」 前日の午後5時~当日の登校時刻までに発生した場合。

(備考)

- ① 警報・指示等につきましては、<u>テレビ、ラジオ、インターネット等の情報を確</u> 認してください。回線確保のため、学校に<u>電話で問い合わせることは避けて</u>いた だくようお願いします。
- ② 警報が出ていない場合でも、<u>地域によって危険が予想される場合</u>には、各<u>ご家庭でご判断</u>いただき、生徒の安全を第一に考えて無理な登校にならないようにしてください。なお、<u>保護者の判断で自宅待機される場合には、学校へご連絡ください</u>。
- ③ 登校後に臨時休業に該当する警報が発令された場合、また、地域的な強風や増水などで危険が予想され、早い下校が安全と判断した場合には、授業を打ち切り、生徒を下校させます。その際には「うさぎメール」の配信によりお伝えします。
- ④ 臨時休業の際に、安全な過ごし方ができるよう、予め家庭でのご指導・確認を お願いします。
  - ・警報等による休業は、災害を避けるためなので外出しない。
  - ・緊急の連絡先を確認しておく。
  - ・急な下校の際に、家に入る方法について確認しておく。